

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務請負業者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

本広告は、本業務に係る令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始準備行為であり、当該予算が成立しなかった場合は、本広告による契約は解除するものとします。

令和7年12月22日

明日香村長 森川 裕一

1 公募型プロポーザル公告に関する事項

(1) 業務名

令和8年度 第401号 生成AI英会話システム導入事業

(2) 期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(3) 業務の内容

本業務は、生成AI英会話システムを導入することにより、児童生徒が時間や場所にとらわれずに実践的な英会話学習ができる仕組みを構築し、国際交流の促進及び教育環境の充実を図ることを目的とします。

(4) 金額

金 1,496,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定するものでないこと。
- (2) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (3) 官公庁が発注する生成AI、オンライン学習、またはこれらに類するシステムの導入に係る業務の受注実績があること。（過去5年以内）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 業務請負業者の選定方法

明日香村は、生成AI英会話システム導入にかかる業務請負業者を選定するにあたり、参加

者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「生成 AI 英会話システム導入に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書等を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和8年1月13日（火）～令和8年1月23日（金）
参加申込書の提出	令和8年1月13日（火）～令和8年1月23日（金）
質問票の提出	令和8年1月26日（月）まで
提案書の提出	令和8年2月2日（月）～令和8年2月6日（金）
審査期間	令和8年2月8日（月）～令和8年2月20日（金）
審査会	令和8年2月下旬予定
審査結果の通知	令和8年3月上旬予定
契約の締結	令和8年4月1日

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

（1）交付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月23日（金）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）交付方法

明日香村のホームページ（<https://www.asukamura.jp>）からダウンロードしてください。

（3）交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）
- ⑦ システム機能要件確認表（様式7）

5 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月23日（金）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）提出場所

明日香村教育委員会事務局 教育推進課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋 21 番地

6 質疑票の提出

（1）受付期間

令和8年1月26日（月）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 質問方法

質問票（様式3）に質問内容を記入し、メール又はファックスで送信してください。

尚、電話、口頭での質問は受け付けいたしません。

E-mail : a-kyoiku@tobutori-asuka.jp

ファックス : 0744-54-5551（明日香村教育委員会事務局 教育推進課宛）

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村教育委員会事務局 教育推進課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。））第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、生成AI英会話システムに係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ先

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地

明日香村教育委員会事務局 教育推進課

TEL 0744-54-3637 FAX 0744-54-5551